

令和 6 年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画【自己評価】

調達等合理化計画（抜粋）	実施状況
1. 調達の現状 （1）令和6年度の量研の調達全体像	1. 調達の現状 （1）令和6年度の量研の調達全体像 少額随意契約を除いた契約件数は1,794件、契約金額は約453億円である。このうち、競争性のある契約は1,486件、約265億円、競争性のない随意契約は308件、約188億円である。
（2）令和6年度の量研の一者応札・応募状況	（2）令和6年度の量研の一者応札・応募状況 一者応札・応募の状況は、契約件数1,117件、契約金額は約169億円である。
2. 重点的に取り組む分野 （1） 随意契約の場合の規程等の厳正な運用 【一般競争入札による調達が不可能な案件であって、やむを得ず競争性のない随意契約を行う場合には、量研内に設置された契約審査委員会（委員長は財務部長）において、量研の規程等との整合性及び契約請求金額の妥当性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるとともに、事前及び事後公表を徹底することにより透明性・公開性を確保する。契約審査委員会への附議に当たっては、審査や契約手続きに要する期間も考慮するよう徹底する。また、契約監視委員会において透明性、公開性、妥当性等の事後点検を受ける。】	2. 重点的に取り組む分野 （1） 随意契約の場合の規程等の厳正な運用 契約審査委員会（62回開催、審査件数325件）において、競争性のない随意契約（少額随意契約、不落随意契約を除く。）について規程等との整合性及び契約請求金額の妥当性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から審査を受けるとともに、契約情報を公表した。また、契約監視委員会において競争性のない随意契約について、透明性、公開性、妥当性等の事後点検を受けた。
（2）一者応札・応募の低減に向けた取り組みの継続 【一者応札・応募の低減に向けた取り組みを継続する。】 ① 公告から開札までの入札公告期間を十分に確保する。（国の基準である予算決算及び会計令第74条において10日以上としているところを原則として20日間以上とする。） ② 仕様書に記載される発注方法、参加資格要件等が合理的な理由なしに特定の業者しか入札に参加できない内容となっていないことを確認し、内容が不十分である場合には適切な記載に改める。また、履行期間の設定は適切か、調達物品に過度に専門性を求めているか等の点を確認する。	（2）一者応札・応募の低減に向けた取り組みの継続 入札公告期間は原則として20日以上としている。今後も入札公告期間を十分に確保できるよう引き続き努める。 発注方法、資格要件、専門性、履行期間等の記載について確認を行い、適宜記載内容の見直しを行った。
（3）一括調達、単価契約、他法人の調達成功事例の導入 【事務用パソコンの一括調達の実施、単価契約品目の追加の検討、他の法人の調達成功事例を調査し導入する。】	（3）一括調達、単価契約、他法人の調達成功事例の導入 事務用パソコンの一括調達を実施した。単価契約品目については年度開始前に品目の確認を行うとともに年度中においても必要な見直しを行った。また、調達に関する他の法人の取り組みについても確認を行った。
3. 調達に関するガバナンスの徹底 （1） 調達に関する規程類の周知 量研として、統一的な調達制度の運用を徹底するため、必要に応じて量研の規程類の見直しを行い、職員への周知を図る。	3. 調達に関するガバナンスの徹底 （1） 調達に関する規程類の周知 調達に関する規程類、マニュアル等について、制定・改正を行い（改正13件）、制定・改正した規程類、マニュアル等については職員への周知を行った。
（2）随意契約に関する内部統制の確立 競争性のない随意契約による調達を予定する案件（少額随意契約、不落随意契約を除く。）については、事前に契約審査委員会において、随意契約となる理由についての的確な説明を行い、量研の規程等との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるとともに、契約監視委員会から事後点検を受けるシステムとする。 ただし、病院の運営に関連し患者へ使用する必要がある装置の故障により治療に支障を生じている場合や各拠点において重要な研究機器の故障により研究業務に多大な支障が生じている場合など、緊急に修理をしなければならないといった緊急性が高い調達が止むを得ないと認められる場合は、事後に契約審査委員会に報告を行うこととする。	（2）随意契約に関する内部統制の確立 競争性のない随意契約案件（少額随意契約、不落随意契約を除く。）については、事前に契約審査委員会において、QSTの規程等との整合性及び契約請求金額の妥当性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けている。また、事後に契約監視委員会において点検を受けるシステムとしている。 病院の運営に関し、治療に支障が生じる恐れのある装置の修理等について、緊急の調達を行い、事後に契約審査委員会に報告した（1件実施）。また、各地区における研究業務に多大な支障が生じる恐れがあることから緊急で行った調達について、事後に契約審査委員会に報告した（2件実施）。

調達等合理化計画（抜粋）	実施状況
（3）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 調達に関する内部チェックマニュアルを必要に応じて見直し、調達に関する相互牽制機能を構築するとともに、調達業務担当職員を対象に本マニュアルを利用した研修を行い、不祥事の発生の未然防止・再発防止に取り組む。 また、他の法人において不祥事が発生した場合には、情報を収集・分析し、規程、マニュアル等へ反映する必要があるかを確認し、必要がある場合には修正し、周知を図る。	（3）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 令和6年度は調達に関する不祥事の発生はなかった。 調達に関する内部チェックマニュアルを改正の上、調達業務担当職員を対象に当該マニュアルを利用した研修を行い、不祥事の未然防止に取り組んだ。 文部科学省が所管する国立研究開発法人において、規程やマニュアル等に反映する必要があると考えられる調達に関わる不祥事は発生していない。
（4）競争性のない随意契約結果の公表 競争性のない随意契約（少額随意契約を除く。）を行った場合には、随意契約の透明性を確保し、公平性、妥当性が確認できるように理由などを付けて毎月公表する。	（4）競争性のない随意契約結果の公表 競争性のない随意契約（少額随意契約を除く。）については、理由などを付して毎月公表を実施している。
4．自己評価の実施 調達等合理化計画の自己評価については、年度終了後に契約監視委員会の点検を受け取りまとめを行い、6月末日までに自己評価結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告する。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。	4．自己評価の実施 令和5年度調達等合理化計画の自己評価については、令和6年4月に自己評価を行った後、契約監視委員会の点検を受け、6月に自己評価結果を公表するとともに、文部科学大臣へ報告した。
5．推進体制 （1）推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部長を総括責任者とする調達等合理化検討会により、調達等合理化に取り組む。	5．推進体制 （1）推進体制 令和6年度は調達等合理化検討会は開催しなかったものの、調達等合理化計画に関連する事項について必要に応じ所内周知等を行い、計画の着実な実施に努めた。
（2）契約監視委員会による点検 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置し、本計画の策定及び自己評価の際に点検を受けるとともに、契約事務取扱細則に規定する競争性のない随意契約（少額随意契約及び不落随意契約を除く。）、一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を受ける。契約監視委員会の審議概要を公開するとともに、契約監視委員会から意見又は改善の指導等を受けた場合には、対処する。	（2）契約監視委員会による点検 令和6年6月の契約監視委員会において、令和6年度調達等合理化計画の策定及び令和5年度調達等合理化計画の自己評価の点検を受けた。また、競争性のない随意契約、一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件についても、同委員会にて事後点検を受けた。 契約監視委員会の審議概要を公開するとともに、契約監視委員会から意見等を受け、その意見に従い対処している。
6．その他 調達等合理化計画については、量研のホームページにて公表する。 なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、契約監視委員会の点検を踏まえて調達等合理化計画の改定を速やかに行う。	6．その他 令和6年4月に調達等合理化計画を策定し、契約監視委員会の点検を受け、令和6年6月にQSTのホームページにて公表した。

○令和6年度調達等合理化計画における自己評価

調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。